

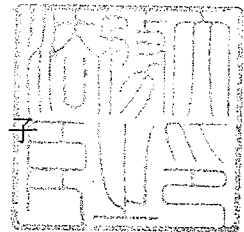


法務省刑国第374号  
平成29年8月14日

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

NPO法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

法務大臣 上 川 陽 子



平成29年7月11日付け（当省受領同月12日）の行政文書の開示請求については、下記のとおり行政機関の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

### 記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等  
別紙記載のとおり
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由  
開示請求があった行政文書について、不開示部分の有無等の確認に時間を要するため。
- 3 開示決定等をする期限  
（9月11日までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等をする予定です。）

12月28日（木）

\* 担当課等  
法務省刑事局国際課  
TEL：03-3580-4111（内線：5697）

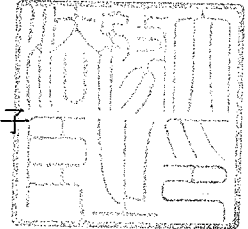
- 第1 法務省刑事局国際課が保有する、「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」
- 第2 法務省刑事局国際課が保有する、「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」
- 第3 法務省刑事局国際課が保有する、「平成27年度 金融作業部会関係」
- 第4 法務省刑事局国際課が保有する、「平成28年度 金融作業部会関係」
- 第5 法務省刑事局国際課が保有する、「平成29年度 金融作業部会関係」

法務省刑制第139号  
平成29年8月14日

## 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

NPO法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

法務大臣 上 川 陽 子



平成29年7月11日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり行政機関の保有する情報の公開に関する法律第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしましたので通知します。

### 記

- 開示請求のあった行政文書の名称等
  - 内閣法制局審査（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）（平成26年度作成分）
  - 内閣法制局審査（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）（平成28年度作成分）
  - 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案）（平成28年度作成分）
- 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由  
本件開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため。
- 開示決定等をする期限  
（平成29年9月11日（月）までに可能な部分について開示決定等をし、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等をする予定です。）

平成30年4月27日（金）

\* 担当課等  
法務省刑事局刑事法制管理官室  
TEL：03-3580-4111 内線：2382

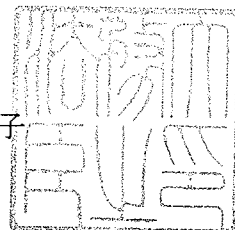


法務省刑制第138号  
平成29年8月14日

## 行政文書不開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

法務大臣 上 川 陽 子



平成29年7月12日受付第337号、第338号及び第339号の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

- 不開示決定した行政文書の名称（行政文書開示請求書に記載されている名称）
  - ① 内閣法制局審査（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年度作成分）
  - ② 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成29年6月21日公布（法律第67号））に関するコンメンタール、逐条解説
  - ③ 協議（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律）（平成29年度分）
- 不開示とした理由  
開示請求に係る行政文書は保有していないため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、判決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

\* 担当課等  
法務省刑事局刑事法制管理官  
TEL：03-3580-4111 内線：2382